

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成15年度第4回会議
開催日時	平成15年11月26日（水曜）午後5時から午後7時まで
開催場所	田無イングリビル第3会議室
出席者	委員：高島委員、吉野委員、石井委員、吉田委員、並木委員、関根委員、都築委員（欠席：保谷委員） 事務局：宮寺課長、小林主査、寺畑文化財保護専門員
議題	1 早川歯科医院の視察について 2 都市計画道路の施工に伴う埋蔵文化財について 3 報告事項について 4 その他
会議資料	・田無用水路位置図他2点 ・保谷3・2・6号整備事業のあらまし（写）他4点
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言内容	
発言者名 発言内容	<p>高島会長 定足数に達しているため、文化財保護審議会平成15年度第4回会議を開催する。</p> <p>（前回会議録の確認） 前回会議録が原案のとおり確認された。</p> <p>議題1 早川歯科医院の視察 高島会長 本日早川歯科医院への視察を行なった。土地は644平方メートル、家屋は診療所と住まいと併せて延床面積で約89平方メートルである。立地としては良好な場所なので、売却となれば価値は高いものだろう。視察を終え、各委員の感想や意見を伺いたい。</p> <p>吉野副会長 ひとつには田無用水の落ち口であるということ。また「たまるや」の一部であること。庭園そのものの価値というよりは、立地的な環境に興味がそそられる。滝のところや、池の佇まい、回りの植栽をみると往時の雰囲気は残っている。</p> <p>石井委員 ちょうど青梅街道と所沢街道の分岐点であり要所になっている。水だけではない意味合い</p>

も持っている。登録文化財的な価値はある。

都築委員

今や田無用水に関係した所で当時の雰囲気が残っているのはもう他にはないと思うと大事に保存しなくてはならないと思う。

吉田委員

庭の部分は売却するといっていたが、建物も一体として考えているのでは。

吉野副会長

当委員会としては売却もやむを得ないなどという結論ではなく、かくあるべきだという考えを出しながら、今何ができるのかを考えなくてはならない。

吉田委員

相続問題もあり難しいが、市民に広く問題提起し関心を高めるべきではないだろうか。

事務局

本日欠席した保谷委員から、早川さんが建物の図面あるいは家系図のような後に形として残る書類があるかどうかを確かめてほしいと連絡があった。

吉野副会長

昭和7年建築ということなので、先代が建てたものであろう。誰が建てたのかという経緯だけでも分かれば参考になる。

吉野副会長

審議会としては最低今手に入る資料及び写真とかをできるだけ残しながら、持ち主をお願いしながら現状維持に努めることが大切だろう。

高島会長

少なくとも建物と庭園の記録保存は必要であろう。その調査費はどこからかでないだろうか。

石井委員

測量を含め、主任の先生と助手が数名つかなくてはできないだろう。

都築委員

とりあえず建物の現状の図面関係は今後予算計上したらどうか。できれば移築できるような図面を残すことが望ましい。

都築委員

その前にそれを行うだけの価値があるかどうか。ご家族も価値があるという認識を持っているのか疑問なところもある。

吉野副会長

今まで聞き伝えられていたことと、今日直接聞いたことでは多少違いが出てきている。

吉田委員

「むかしばなし」に出てくる明治時代の別館であった建物は、昭和7年に建替えて現存していない可能性があり、資料的な価値に差が出てくる。それも今日の聞き取りでわかった。我々で調査してから予算化を検討したらどうか。庭園は手を加えてないように見えたが。

吉野副会長

田無用水の落ち口であるが、あれは庭と一体であるから価値が生じるものなのか。現状で存続することが一番望ましいが、もし庭を売却しても田無用水の落ち口を何とか確保すればよいのか。

並木委員

田無用水と庭は一体と考えるべきだろうと思う。本来「たまるや」という旅籠の庭園であった。その旅籠に田無用水を引き込む、それぐらいの力があつたということだ。私の意見としては、庭園の実測図、平面図だけでもつくることを早川氏が許可してくれるのか感触を聞いてみて欲しいと思う。建物も昭和初期のものと思われるが、大変貴重なものだろう。

事務局

事務局側で早川氏に手持ちの資料があるのか、また何らかの調査をさせてもらうことが可能なかを打診したい。

吉田委員

早川氏の口から売却の話がでたので、それを前提に話をしていくしかない。記録保存だけは是非残してほしい。

議題2 都市計画道路の施工に伴う埋蔵文化財

事務局

南入経塚に関する説明及び東京都との協議内容を以下のとおり説明。

- ・現存している資料は明治2年の「武蔵国新座郡下保谷村絵図」だけで、今まで正式に発掘調査をしたことはない。
- ・経塚の上には3基の石造物があり、題目塔が2基と馬頭観音塔1基がある。
- ・経塚の約3分の2が工事の対象である。経塚の周囲に幅2メートル、深さ1メートルほどの溝があるのが確認されている。
- ・都とは「塚」であることは間違いないので、試掘でなく直接本調査を行うことで協議している。
- ・調査は樹木、石造物を移動した後に行う。
- ・調査の時期は、本年夏以降としている。
- ・この他具体的なことは未定である。

都築委員

塚は古道の脇にあり非常に貴重なものである。ただ指定文化財ではない。塚を発掘するのではなく保存する方向で考えてほしいと思う。現段階で保存することは難しいだろうが審議会で審議してもらいたい。

石井委員

これは西東京市として象徴的な塚である。武蔵野台地でもあまりないものである。こうした世間に周知された埋蔵文化財は保存しなくてはならないことを都に路線変更を含め伝えてほしいと思う。

高島会長

この塚は保谷市史編纂時に刊行した「保谷の石仏と石塔」（昭和56年刊）に紹介されており、管理者名は記載されているが所有者ではないとなっている。また様々な事情があり調査できず、指定もできなかった。未指定の背景にはそれなりの理由がある。東京都は立体交差化をすることを決定したのだが、なぜ塚が壊されるのか分からない。もうひとつは地下埋蔵物の問題で、調査しないと地下に何かがあった場合壊される危険性がある。

事務局

都としては工事に際し事前に調査し、関係者と協議して必要があれば移転などの措置を講じたいという話はある。

都築委員

「必要であれば移転」とは、石造物を移動するという事なのか。塚と石造物は一体のものである。

高島会長

地下化とすると踏み切りはかなり手前、おそらく50メートルくらい手前から地下に入りまた同様の距離をもって出ることになるはずだろう。であれば線路沿いのこの場所は影響がないのではと考えられる。したがって地下を壊す必然性が見当たらない。

石井委員

普通の古墳などとは異なり、こういうもの場合は調査してもおそらく出ない。今までの経験からいうと調査はしないほうがよい。

事務局

確認調査は行わず、本調査に入るということで協議をしている。

石井委員

それはよくない。

都築委員

本調査とは具体的にどういう調査なのか。

事務局

古墳などと同様の何本かのトレンチをおろす形で、最終的には平らにする。

都築委員

壊す前提で行うことだ。

石井委員

周溝の確認ならいいけれど本調査はいけない。そもそも古墳と経塚とでは性格が異なる。ここの反対側に馬の捨て場がある。そのために罵頭観音塔がここにあり、体歴史的な意味合いがある。このような状況は武蔵野地域でもめずらしい。

高島会長

先程も言ったとおり道路工事としての必要性がまったくないと思われる。この踏み切りを

壊す必要はまったくない。ここはトンネルの入り口ではない。入り口は相当手前のはずである。トンネルは経塚の奥深く通過するはずである。

事務局

工事方法としては開削ということである。

吉野副会長

そのへんは工事の仕方によると思う。おそらく都は工事に伴い工法上壊さざるを得ないから調査をしたいと言っているのだろう。しかしトンネルの掘り方も千差万別で、予算や期間も解決しなければということだろう。あくまでもこの経塚を現状保存してもらうのであれば、高架にしてもらうのか、あるいはトンネルの工事方法を替えてもらうしかないだろう。

石井委員

都の担当者もきちんと認識をもってほしい。

都築委員

参考までに言うと、練馬高野台の駅前に同様の塚があったが、重要ということで開発に際して測量調査をおこない、近代以降の塚であることがわかった。

吉野副会長

都の調査というのはトレンチでおこなうものなのか。

事務局

まだ不確定な部分が多い。すぐ脇の横山道などは生活道路として使っているので、封鎖できるかという関係もある。迂回路も決まっていない。

高島会長

都がトンネル工事のためにこの塚がじゃまだというなら、当審議会としては反対せざるを得ないというのが結論であろう。現状保存。副会長が言うように他にも工事方法はあると思う。

吉野副会長

審議会の基本的な考え方を述べ、都がどうするかを話し合うしかないだろう。

高島会長

歴史的に見れば旧下保谷村にとっては、白子川流域はほとんど全部が法華宗である。この大きな題目塔に象徴されるとおり、この塚は大変重要なものだ。

事務局

工事の詳細については引き続き北多摩南部建設事務所と協議を行う。

議題3 報告事項

事務局

- ・ 西東京市基本構想について説明。
- ・ 本年の「文化財ウィーク」の参加事業について資料に基づき説明。

吉田委員

下田家の件について若干意見を述べたい。前回の審議会で国の登録文化財にならないかということであるが、文化庁では「修理その他に関しての設計管理費の半額は国から出る」「工事費用は出ない」ということであった。その他の優遇措置もあるということなので、下田家を史跡として文化財にすることでどうだろうか。今日調べた資料によると、国登録有形文化財の指定件数は約3,500件ある。内江戸期の建物約500件、明治期が1,100件、大正期900件、昭和1,000件ということである。下田家は一部明治になってから手直しをしているが、本体は貴重な江戸末期の建物として十分その価値はある。早めに腐食してきた梁を少しでも何とかしたい。

事務局

先般下田家から建物の老朽化がひどいため市で補助してもらえないかという依頼があった。現状では市指定の建物自体の補助項目はないので検討したいと伝えた。

高島会長

以上で本日の会議を終了する。